

東京藝術大学震災対応マニュアル

(第2版)

国立大学法人東京藝術大学

2017.4版

1. 日頃の心構え

(1) 行動規範

- ① 自覚 ひとりひとりに大切な役割があることを自覚する。
- ② 責任 自身の安全を確保するためには、他の人の安全を確保する。
- ③ 判断 判断に迷うときは、人命を第一に考える。
- ④ 行動 自身の役割を果たすために必要な行為は、自ら率先して行う。
- ⑤ 思いやり 震災時には、お互いが被災者でもあることに留意した言動を心がける。

(2) 日頃から心がけておくこと

- ① いざというときに落ち着いた行動ができるよう、防災訓練等に積極的に参加すること。
- ② 消火設備、防災設備の位置及び使用方法等を確認しておくこと。
- ③ 避難等の邪魔にならぬよう、建物内の整理整頓に心がけること。
- ④ 什器類を固定するなど、転倒防止の措置をとっておくこと。
- ⑤ 避難経路、避難方法の確認をしておくこと。
- ⑥ 帰宅経路についても、複数の経路を検討、確認しておくこと。
- ⑦ 台東区等の防災地図で避難所、帰宅支援ステーションなどを確認しておくこと。
※ 参考として巻末に「台東区防災地図」を掲載、ただし縮尺の関係から見づらいので、台東区のホームページを各自再確認のこと。(内容は不定期に更新しているので注意)
(台東区HP参照 <http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/bosai/index.html>)
- ⑧ 予算の問題などから、大学にできることには限界がある。このため各自で非常の際の準備をしておくこと。
 - 1) 食料、水(備蓄するものは、普段飲食しているものでもかまわない。)
 - 2) 防災ずきん
 - 3) 運動着、運動靴
 - 4) タオル
 - 5) レインコート
 - 6) 携帯トイレ
 - 7) その他

(3) 救護活動

- ① 救護活動を行う場合は、二次災害に注意して行動すること。
- ② 学生、役職員の安全は、基本的には大学で図るが、各自でも自身の安全に留意し、行動すること。
- ③ 東京藝術大学の命により、学内外で行われる救援活動等の責任は、全て大学が負うことになる。

2. 地震発生時の行動

(1) 基本事項

東京藝術大学では、全ての役職員が一丸となって、大きな災害に対応するための努力を惜しまない。

(2) 行動単位と内容

① 最小単位となる、自身が所属する「各研究室・事務室等」のマニュアルに従って行動すること。

- 1) 自身の安全確保
- 2) 室員等の相互の安全確認
- 3) 火災阻止のための行動
- 4) 建物、室内廻り及び什器等の安全確認（場合によっては避難）
- 5) 各自がマニュアルにより行うべきことを実行
- 6) 他の研究室・事務室等との連携

※ 「各研究室・事務室等」のマニュアルは、それぞれで必ず作成しておくこと。

② 各行動単位で情報機器及び情報伝達方法を確保、情報を蓄積

- 1) 学生、室員等の人数
- 2) 外部者の人数（乳幼児、老人、要介護者、外国人等、男女別に把握する。）
- 3) けが人等の人数
- 4) 学内連絡用機器（トランシーバー等）の準備
- 5) 外部情報を得るための機器（テレビ、ラジオ等）の確保

(3) 防災対策委員会

① 震度6弱以上の震災時に招集する。ただし、震度6弱に満たない地震であっても、学長が必要と判断する場合は招集する。

なお、防災対策委員会が招集されない場合は、自身が所属する「各研究室・事務室等」のマニュアルに従って行動するものとする。その際、建物等の被害を発見したら、所属する事務部の長へ報告する。

- 1) 学長（最高責任者）
- 2) 各部局長（各部局の総括）
- 3) 各課長

※ 総務課長（役職員の安否確認、内外の連絡調整、関連する各種情報の収集）

※ 戦略企画課長（必要に応じて誘導等の現場対応、関連する各種情報の収集）

※ 国際企画課長（留学生の安否確認、関連する各種情報の収集）

※ 社会連携課長（必要に応じて誘導等の現場対応、関連する各種情報の収集）

※ 学生課長（学生の安否確認、保健管理センターとの連携、関連する各種情報の収集）

※ 施設課長（消防・警察署との連携、備蓄品管理、建物・設備等の確認、ライフラインの確保、関連する各種情報の収集）

4) 各事務長（各事務部における現場対応、連絡調整、関連する各種情報の収集）

※ 防災対策委員会のメンバーがやむを得ない事由等により揃わない場合、事務局事務部内の職員から役職順に欠員を補充する。

例：学長 → 理事 → 課長 → 補佐（専門員） → 係長（専門職員） →
主任 → 係員

※ 学部等の職員は、当該学部等内での対応で、他に手が回らない可能性が高い。

② 設置場所

1) 防災対策委員会

- ・ 事務局長室（事務局 3 階）

2) 危機管理委員会

- ・ 学長室（事務局 3 階）

③ 審議・決定事項等

1) 情報の収集、分析及び提供等の取り扱い

2) 学生、役職員等（学内滞留者）の取り扱い

3) 藝大関係者及び学外者の取り扱い

4) 各校地からの問い合わせなどの求めに対する取り扱い

5) 上野駅周辺滞留者（学外滞留者）の取り扱い

6) その他必要な事項

④ 危機管理委員会

1) 危機管理委員会が招集された場合

- ・ 防災対策委員会は情報収集等を行い、これに基づき危機管理委員会が内容を、分析、判断し、全体の指揮をとる。
- ・ 危機管理委員会が最高決定機関となる。

2) 危機管理委員会が招集されない場合

- ・ 役員会を最高決定機関とし、防災対策委員会は、決定内容、実施状況など全ての情報を、役員会へ報告する。

(4) 各行動単位における学生、役職員等（学内滞留者）への対応

① 安全確認のための情報収集及び提供

② 交通機関の運行情報収集及び提供

③ 学生の情報は学生課、役職員等の情報は総務課へ提出する。

④ 帰宅について

1) 大学が各種情報を提供するので、安全に帰宅できるか本人が判断できるまで、その場で待機する。

2) 学生、役職員のうち、特別の事情がある者については、帰宅を促す。

- ・ 特別の事情については、学長又は防災対策委員会が判断する。
- ・ 帰宅は、学長又は防災対策委員会の指示に基づき行われる。

3) 帰宅する者の氏名等は、必ず記録を残す。

4) 特に、安否の再確認等のための連絡方法を、確認、確保し、記録に残す。

⑤ 震災直後に帰宅が困難な者への対応

1) 大学が各種情報を提供するので、安全に帰宅できるか本人が判断できるまで、その場で待機する。

2) 食料、水等が確保され、学内体制などが整備され、かつ学内での滞在が可能と学長が判断すれば、学内滞留者については、学内での滞在を認めることがある。

⑥ 学生、役職員等について

1) 学生、役職員は、当該所属の研究室・事務室等に留まる。

2) 学内の体制が整えば、各研究室・事務室等を当該室に所属する学生・役職員の一時的避場所とする。

⑦ 学内一時退避場所の指定

各研究室・事務室等を当該室に所属する学生・役職員の一時退避場所とするほか、各建物の講義室等を一時退避場所として指定する。

一時退避場所とは、あくまで状況が落ち着くまでの間の、一時退避の場であり、長期にわたって寝食を行う場所としては、想定していない。

1) 学生等の一時退避場所

- ・ 所属研究室
- ・ 美術学部中央棟第1～第9講義室
- ・ 音楽学部1号館及び5号館の各講義室

2) 役職員の一時退避場所

- ・ 所属事務室、研究室
- ・ 不忍荘（事務局管理棟裏）

(5) 大学美術館、奏楽堂等の入場者（学外者）への対応

- ① 基本的には、各施設等のマニュアルにより対応する。
- ② 当該施設内の情報は、適宜総務課へ報告する。

(6) 上野駅周辺滞留者（学外滞留者）への対応

- ① 台東区等からの依頼、あるいは防災対策委員会の判断により、学外滞留者は体育館へ受け入れる。
 - 1) 安全確認等のため、テレビ、ラジオ、放送設備などにより情報提供を行う。
 - 2) 状況が落ち着き、帰宅可能な者がいたら、自己責任による帰宅を認める。

(7) 一時的な避難場所

- ① 本学体育館は、上野駅周辺滞留者（学外滞留者）の一時的な避難場所とする。
- ② 体育館の収容可能人数 概ね150名前後
※ 体育館の面積及び「3.11」における解放例などから推計。

(8) 守衛所（警備員）

「東京藝術大学危機管理マニュアル」の「11. 地震」に沿って行動する。

- ① 火災が発生した場合は、消防署へ通報。
 - 1) 消防隊が到着後は、消防隊の指示に従う。
 - ・ 首都圏直下型の震災の場合、消防隊は来られない公算が高いので、初期消火の徹底を図るとともに、自衛消防隊による消火活動を行う。
- ② 避難の指示、現場の誘導、整理
 - 1) 門扉を閉める。
 - ・ 学外者を学内へは入れない。
 - 2) 本学は避難所になっていない旨を門扉の外に掲示する。
 - ・ 掲示は、必要なものを事前に用意しておく。
 - 3) 台東区等からの依頼、あるいは防災対策委員会の判断に基づき、上野駅周辺滞留者（学外滞留者）は、体育館へ誘導する。
 - 4) 学生、役職員（学内滞留者）は、基本的には各自が所属する研究室、事務室等で待機させる。
 - 5) その他の者は、学内一時退避場所（各建物の講義室、不忍荘）へ誘導する。

③ 負傷者等の救護

④ 崩落等の被害拡大の防止

- 1) 戦略企画課、施設課等と連携・協力し行動する。
- 2) 目視により危険と判断される場所に、人が近づかないような措置を講ずる。

(9) 建物責任者

① 各建物に建物責任者を置き、当該建物の安全管理を行う。

- 1) 建物責任者は、東京藝術大学固定資産管理規則第8条に定める不動産についての使用責任者（部局の長）をもって充てる。
- 2) 建物責任者たる部局の長は、当該建物を使用している者へ建物責任者の責務を、委嘱することができる。

② 建物責任者は、施設課の判断を仰ぎ、建物への出入りを管理、監督する。

(10) 取手校地、千住校地、横浜校地及び音楽学部附属音楽高等学校（以下「附属高校」という。）について

① 取手校地、千住校地、横浜校地

各校地のマニュアルに沿って行動すること。

- 1) しばらくは連絡がつかない状態が予想されるため、この間の情報収集、震災対応のために必要な措置等は、当該校地の各校地のマニュアルで定める責任者が行う。
- 2) 情報手段が確保された後、各校地の責任者では判断することができない案件が発生した場合は、学長又は防災対策委員会の指示に基づいて判断する。

② 附属高校

地震発生直後は、附属高校のマニュアルに沿って行動する。

- 1) 生徒の安全が確認され次第、音楽学部との連携を図りながら、附属高校校長の指示に従って行動する。

3. 地震発生後の行動

(1) 余震への対応

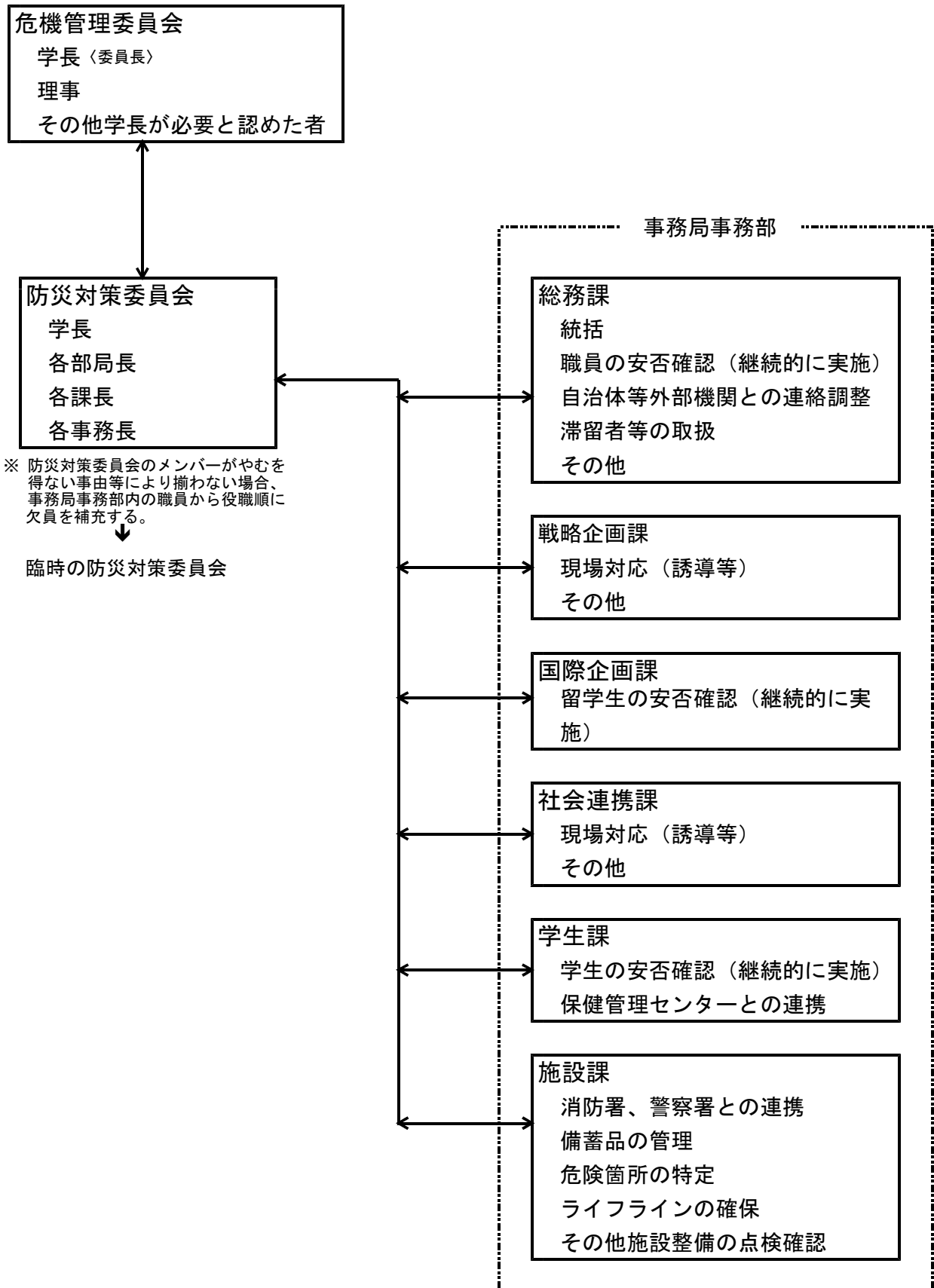
- ① マグニチュード7.3クラスの首都圏直下型の地震が発生すれば、しばらく余震が続くという心構えで行動する。この時、落下物、転倒物には、充分留意し、二次災害等の発生を極力防ぐ。
- ② 大学は、テレビ、ラジオ、放送設備などにより、できるだけ情報を収集、提供し、学内にいる学内外の滞留者等の不安や恐怖心を少しでも減じる努力をする。

(2) 危険区域の指定

- ① 各建物の破損状況把握
 - ② 各建物の壁の崩落、ガラスの破損、飛散予想（特に絵画棟）
 - ③ 大型機器の状態確認（破損、落下等の危険 他）
 - ④ 毒物、劇物、各種ボンベ等の再確認、再点検
 - 1) 各被害状況の把握及び復旧見込みの報告
 - 2) 危険区域には、ひもなどで結界を張り、その旨明記したうえで、当該区域への侵入を禁止する。
 - ・ 危険度の判断は、施設課で行う。
- ※ 「3.11」における取手校地での例
停電、ガス漏れ、配管等の歪み、壁の部分崩落、間仕切り壁のひび及び崩落危惧、機械設備の落下危惧、その他

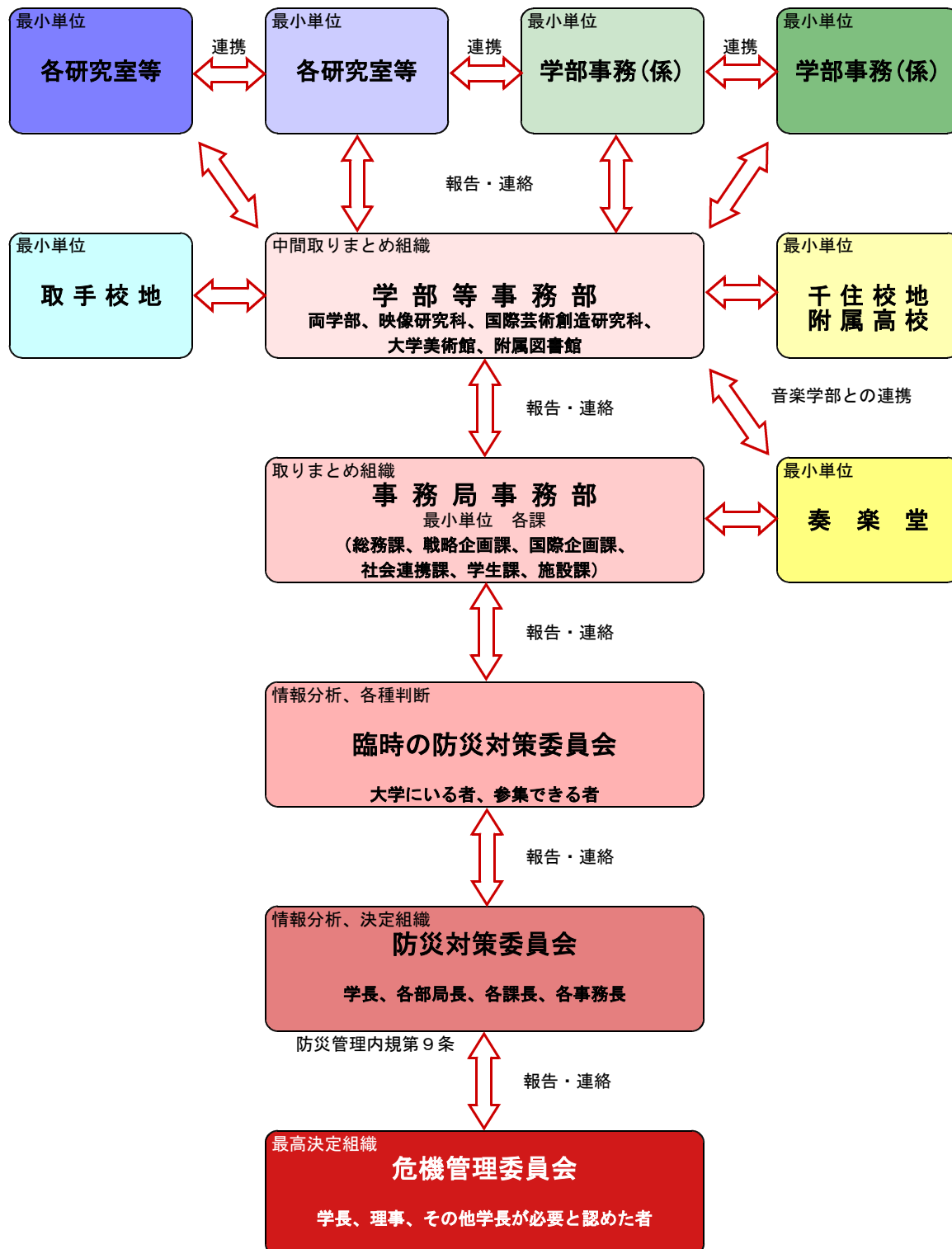
○ 防災対策委員会と事務局事務部の関係

学部等事務部で中間取りまとめされた情報等は、防災対策委員会へ伝達され、そこで必要な判断を行う。



○ 情報の流れ

最小単位となる自身が所属する「各研究室・事務室等」のマニュアルに従い行動する。



○ 時間経過に伴う震災対応

地震発生

	平日・昼間	夜間又は休日
経過等		
初期行動 (安全確保)	○大学の体制が整備されるまで、各校地、研究室・事務室又は各施設等の個別のマニュアルに沿って考え、行動する。	○大学の体制が整備されるまで、平日・昼間の場合と同様に個別のマニュアルに沿って考え、行動する。

・季節、日時、天候及び人の配置など、発生時の状況に応じた対処。

大学封鎖 (上野の役職員) (上野の守衛)	1. 門扉を閉める。(上野駅周辺の滞留者は、台東区等から依頼があった場合に体育館へ誘導) 2. 本学は避難所になっていない旨及び指定避難所への誘導掲示を門扉の外に掲示する。 (1) 構内には、機械、薬品等が多数あり、建物自体も状態により危険なものがある。 (2) 台東区の防災計画に、上野公園は震災時に避難場所となる。本学も上野公園内に位置しているが、大学自体は指定された避難所でなく、そのため、水、食料等の物資は届かない。
-----------------------------	---

・上野校地の初期対応を示す。各校地は、それぞれのマニュアルに従う。

待機 (学内の者)	○学内に残っている学生・役職員は、基本的に各研究室、事務室等で待機とする。 ○大学の震災対応体制が整うまで、人をむやみに動かさない。 ※ 学生は、継続的な安全が確保され、安否確認の追跡調査ができる状態になれば、帰宅を許可する。
--------------	---

・身に危険が迫った場合は、避難する。
・けが人へは応急手当等の処置を行う。

学外者の帰宅 (当該施設)	○入場者(学外者)の中で、自身で帰宅可能と判断、行動する方々は、強いて保留しない。 ※ 情報はできる限りお客様に伝える。(情報が得られないことも、ひとつの情報として伝える。)
------------------	--

・入場者(学外者)とは、奏楽堂等のお客様を指す。

学外者を誘導 (当該施設)	○当該施設のスタッフだけで対応が可能であれば、時間の経過等により判断、お客様を体育館へ誘導する。(基本的には、施設内待機)
------------------	---

・ここまでどの程度の時間を要するか不明(各自の判断、行動が肝要)

臨時措置 (臨時防災対策委員会) B体制	○臨時の防災対策委員会の設置 ※ 緊急措置として、大学にいる者、参集できる者で構成。(正規メンバーが揃うまでの臨時組織) ※ 各種情報収集、各種判断(災害時の緊急事案)、その他の実務
----------------------------	---

・基本的には事務局の者が役職順に就き、上野の問題を処理する。
・各校地で必要な事項は、基本的には現場での判断を尊重。

体制整備 (防災対策委員会) A体制	○防災対策委員会の招集 ※ 学長、各部局長、各課長、各事務長 ※ 各種情報収集、各種意志決定、涉外、学生・役職員の安全確保、復旧作業、その他の実務
--------------------------	---

・地震発生から3日(72時間)後になっても、A体制が整備されない場合、B体制をそのままA体制に移行。
・各校地からの報告、連絡、相談に対応。

・各校地で必要な事項は、基本的には現場での判断を尊重。

○危機管理委員会の招集
※ 学長 理事 その他学長が必要と認めた者 ※ 大学としての判断及び意志決定

○上野校地
⇒ 両学部
⇒ 各部局等
○横浜校地



学内一時退避場所

緊急時には、各研究室・事務室等を当該室に所属する学生・役職員の一時退避場所とするほか、学長又は防災対策委員会からの要請に基づき、下記の講義室等をそれぞれの学部学生等の一時退避場所として指定する。ただし、これらの場所は、状況が落ち着くまでの間の一時待機場所であり、長期にわたって寝食を行う場所としては、想定していない。

記

部局	建物名称等		収容員	収容対象者	特記事項等	
	建物	部屋名称				
美術学 部	中	1階	第1講義室	180名	学生	
		1階	第2講義室	71名	学生	
		2階	第3講義室	120名	学生	
	央	2階	第4講義室	70名	学生	
		2階	第5講義室	48名	学生	
		2階	第6講義室	72名	学生	
		2階	第7講義室	30名	学生	
	棟	2階	第8講義室	24名	学生	
		2階	第9講義室	45名	学生	
美術学部 合計			660名			

部局	建物名称等		収容員	収容対象者	特記事項等	
	建物	部屋名称				
音楽学 部	1号	2階	講義室(21)	40名	学生	
		2階	講義室(22)	40名	学生	
		2階	講義室(23)	40名	学生	
	館	3階	講義室(8)	77名	学生	
		3階	講義室(30)	77名	学生	
	小計	4階	講義室(21)	40名	学生	
		4階	講義室(22)	40名	学生	
		4階	講義室(23)	40名	学生	
	小計			394名		

部局	建物名称等		収容員	収容対象者	特記事項等	
	建物	部屋名称				
音楽学部	5号館	1階	大講義室(109)	260名	学生	
		2階	講義室(212)	40名	学生	
		2階	講義室(213)	40名	学生	
		3階	講義室(301)	80名	学生	
		3階	講義室(311)	40名	学生	
	小計	4階	特別講義室(401)	105名	学生	
		4階	講義室(406)	36名	学生	
		4階	講義室(407)	33名	学生	
		4階	講義室(408)	80名	学生	
		4階	講義室(409)	51名	学生	
		4階	講義室(410)	27名	学生	
小計			792名			
音楽学部合計			1,186名			

○役職員の一時退避場所

部局	建物名称等		収容員	収容対象者	特記事項等	
	建物	部屋名称				
事務局	不忍	1階	いちよう (和室18畳)	(7名)	役職員	
		1階	けやき (和室6畳)	(2名)	役職員	
		1階	えのき (和室9畳)	(4名)	役職員	
	荘	2階	桜 (和室8畳)	2名	役職員	
		2階	梅 (和室8畳)	2名	役職員	
		2階	椎 (和室8畳)	2名	役職員	
不忍荘合計			19名		合計は推定数となります。	

※ 収容定員欄の () 内の数値は、推定数です。

台東区の情報連絡体制

更新：2010年10月22日

■情報連絡体制

災害時には、救出救護・避難から物資輸送等の応急対策活動にとって、情報の伝達が非常に重要になります。

そこで区では、電話が通じにくくなることを考えて、次のような無線による方法で、区民のみなさまや関係機関との情報の伝達を確保します。

□固定系防災行政無線

公園、区有施設など75か所に設置した屋外スピーカーにより、区民のみなさんへ災害情報、避難勧告、その他パニック防止のための正確な情報を伝えます。

現在放送している内容（祝日・年末年始は除く）

夕焼けタイム [月曜日から金曜日 午後5時放送（11月から2月までは午後4時30分放送）]
こちらはぼうさいたいとうです。子どもの見守りをお願いいたします。安全・安心な街を作りましょう。（1回繰り返し）

こんにちはタイム [毎週水曜日 午後1時放送（第3水曜日を除く）]
こちらはぼうさいたいとうです。下校途中の子ども達の見守りをお願いいたします。（1回繰り返し）

集団下校のお知らせ [毎月第3水曜日 午後1時放送]
こちらはぼうさいたいとうです。今日は全校一斉下校を行います。下校途中の子ども達の見守りをお願いいたします。（1回繰り返し）

□地域系防災行政無線

双方向の無線機で、区災害対策本部と 区民事務所・分室・地区センター・保健所・避難所となる小中学校や各防災機関との連絡をとりあいます。

□移動系防災行政無線

トランシーバー型の無線機で、応急対策の情報収集・伝達用として使用します。

お問い合わせ 台東区危機・災害対策課 電話：03-5246-1092

上記は、台東区役所のホームページから転記したものです。

(<http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/bosai/saigaitaisaku/jyohorenrakutaisei.html>)

台東区役所 〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話：03-5246-1111（代表）

